

授業料その他納付金について

全納・分納

授業料その他納付金は、諸会費を除き、納付者の希望により全納または学期ごと（春学期・秋学期）に分納することができます。それぞれの納入期間内に納入してください。所定の期日までに納入のない場合、学則の定めるところにより除籍になります。
※金融機関の窓口で振込む場合は、営業日にご注意ください。

在学学生	全納		3月31日まで（4月入学者）
			8月31日まで（9月入学者）
	分納	春学期	3月31日まで
		秋学期	8月31日まで

延納

授業料その他納付金の延納は、正当な事由がある場合に学長が許可します。延納を希望する者は、所定の書面「授業料その他納付金延納願」にて保証人または親権者と連署（自署）の上、学生部へ提出してください。延納を許可された者の納入期限日（延納期限日）は、下表の通りです。延納期限日までに所定の納付金が納入されなかった場合は、関西外国語大学学則、関西外国語大学短期大学部学則、関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部授業料その他納付金規程にもとづき、「**除籍**」が決定することについて**予めご承知おきください。**

	延納申請受付期日	延納期限日	未納者で延納未申請者の除籍日
春学期	3月31日（消印有効）	7月15日	4月末日
秋学期	8月31日（消印有効）	12月15日	9月末日

提出先・郵送先

持参の場合：学生部（中宮キャンパス・御殿山キャンパス・グローバルタウンどちらでも可）

郵送の場合※：〒573-1001 大阪府枚方市中宮東之町16-1 関西外国語大学 学生部延納係 宛

※レターパック、簡易書留、特定記録等、追跡ができる方法で郵送されることを推奨します。

ご参考

関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 授業料その他納付金規程（一部抜粋）

（延納手続） 第5条第2項	延納を希望する者は、原則として所定の書面にて保証人または親権者と連署のうえ、納入期日までに学長に願い出なければならない。
（延納手続） 第5条第5項	延納を許可された者の納入期日は、春学期は7月15日、秋学期は12月15日までとする。
（未納者の取扱） 第6条第2項	前条第5項に規定する期間内に授業料その他納付金を完納しない者は、除籍する。
（退学者の授業料その他納付金） 第9条	中途退学を申し出た場合、在籍する学期の授業料その他納付金を完納していなければ、原則として許可しない。ただし、延納手続を許可された者が第5条第5項に定める期間内に退学願を提出した場合、特別に退学を許可する場合がある。

延納に関する質問・問合せ先 学生部延納係 TEL：072-805-2813（直通）

奨学金・教育ローンについて

奨学金

1. 本学独自の奨学金
2. 独立行政法人 日本学生支援機構（貸与もしくは給付）
全学生の約5割が利用しています。第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子）、給付奨学金の3種類があります。
3. その他奨学金（貸与もしくは給付）
地方公共団体、民間の育英団体による各種奨学金のうち、本学に推薦依頼があるものを取扱っています。
詳細は <https://www.kansai.ac.jp/campuslife/scholarship/detail/> または事務局学生部で確認をしてください。

教育ローン

1. 日本政策金融公庫 教育一般貸付（国の教育ローン）
詳細は <https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html> または 0570-008-656 にて確認をしてください。
2. 本学提携教育ローン
●株式会社オリエントコーポレーション ●株式会社ジャックス ●株式会社セディナ ●楽天銀行株式会社 ●株式会社滋賀銀行
詳細は <https://www.kansai.ac.jp/campuslife/scholarship/detail/> にて確認をしてください。

(本紙は各自でコピーして、納付が完了するまで大切に保管してください。)

許可印

授業料その他納付金延納願

提出日：2022年 月 日

関西外国語大学 学長 殿
関西外国語大学短期大学部

以下のとおり、2022年度春学期授業料その他納付金の延納を認めていただきたく、保証人または親権者の連署をもってお願いいたします。なお、納入期日は厳守いたします。

【延納を希望する者（学生本人）】

所属学部学科： _____
学籍番号： _____
氏名（自署）： _____
携帯電話番号： _____

【保証人または親権者】

氏名（自署）： _____
携帯電話番号： _____
現住所：〒 _____

1. 完納予定日・納入金額

完納予定日：2022年 月 日
(注1. 注2.)

納入金額： 納付書に記載の金額

(注1.) 延納の期限は2022年7月15日です。枠内には7月15日までの完納できる期日を記入してください。

(注2.) 上記期日（注1.）までに完納できない場合は除籍となります。

2. 延納理由

※ 黒のボールペンで記入してください。(消せるボールペンは不可)

※ 延納願の提出期日は2022年3月31日です。郵送の場合は当日の消印有効です。

※ 授業料その他納付金は一括納入してください。一部の納入はできません。

※ 本紙に記載の個人情報は、当該業務以外には利用しません。

※ 高等教育の修学支援新制度を申請中および申請予定の方も、採用の可否が決定していませんので、春学期の授業料を期限までに納付する必要があります。納付が難しい場合には、必ず延納願を提出してください。

事務局処理欄

事務局窓口受付

郵送受付

受付者

--